

CONTENTS

1. 温暖化政策 政治の出番
- 2-3. 京都議定書目標達成計画の見直しに向けて
4. 東京都気候変動対策方針
5. 自治体の温暖化対策条例
6. ツバル滞在記
- 7-8. 各地の動き、各種お知らせ、事務局から

気候ネットワークは、温暖化防止のために市民から提言し、行動を起こしていく環境 NGO/NPO のネットワーク組織として、多くの組織・セクターと連携しながら、温暖化防止型の社会づくりをめざしています。



わたしたちはめざします

1. 抜本的な国内対策で京都議定書の6%削減を！
2. 環境重視の社会経済システムを！
3. 市民・地域主導で温暖化防止の促進を！
4. 政策決定プロセスに市民参加と情報公開を！
5. 南北の公平をめざし、南の人々と連携を！

URL : <http://www.kikonet.org/>

< 京都事務所 >

〒604-8124 京都市中京区高倉通
四條上る高倉ビル 305
Tel:075-254-1011/Fax:075-254-1012
E-mail : kyoto@kikonet.org

< 東京事務所 >

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-7-3
半蔵門ウッドフィールド 2 階
Tel:03-3263-9210/Fax:03-3263-9463
E-mail : tokyo@kikonet.org

温暖化政策 政治の出番

熱中症による搬送患者 3000 人超え

今年の夏は最高気温を各地で更新した。大都市だけで、熱中症になり救急車で搬送された患者が3000人を超えた。フランスで1万人を超える死者を出したのは2003年。これまで夏が凌ぎやすく住居の夏対策がなされていなかったところへ猛暑が襲い、エアコンのない高齢者が犠牲になった。夏を旨として住まいしてきたはずの日本でも、家のなかでの「温暖化による死」が現実になった。

動き出す国際政治、国内も政治の出番

ひたひたと迫る温暖化の脅威に後押しされて、世界の政治が動き出している。6月のハイリゲンダムサミットに続き、9月の国連総会の焦点も温暖化。ドイツの更なる目標をもってメルケル首相が東アジアを歴訪。アメリカ・オーストラリアなどがAPECで効率の目標設定に動いている。更なる2013年以降の世界の枠組みの綱引きだ。だが、日本の進路はまだ定まらない。

安倍首相は参議院選挙大敗北後の内閣改造を先送りして、インドなどに「2050年半減」を呼びかける旅を優先した。温暖化をめぐる外交で低迷した政権の浮揚を狙うのであれば、まず、国内での6%削減を確実にしなければならない。原発頼み、石炭依存を続ける限り道は開けない。残念だが、新内閣にその芽は見えてこない。

他方で、ここは参議院の舵を握った民主党など野党側の選挙公約の深化が問われる。民主党が本気で政権交代を狙うのであれば、今すぐ、温暖化問題を重要政策課題に位置づけ、参議院を通してこれを実現し、直面する環境外交に備えなければならない。

中長期的視座をもつ国内対策を今すぐに

「京都議定書目標達成計画の見直し」の中間報告へのパブコメが始まった。経済成長率など社会・経済指標も排出増加要因となり、政府見通しでも3400万トンCO₂が不足する。しかも、ここには電力の排出係数が大幅悪化していること、大口排出業種である製鉄の生産量が予測に反し増加していることなどから、このままでは6800万トンCO₂の削減見込みが狂う予測だ。気候ネットワークの試算によれば目標達成に1年で1億5000万トンCO₂も足りない。抜本的対策の必要性はいうまでもない。

半年余で22回を数える環境省・経産省の会議が開かれた。炭素税や大口排出事業所を対象とする国内でのキャップ&トレード型排出量取引をめぐって委員の間で大きく意見がわかれ、肝心な部分がない。こうした繰り返して京都会議から10年の歳月が経過した。今秋には排出量取引などの情報基盤に関わる情報公開訴訟の名古屋高裁(9月25日)、大阪高裁判決(10月5日)、東京地裁判決(9月28日)が続く。司法の役割を活かすのも政治の課題だ。

温暖化問題は、まさに政治の季節を迎えている。

気候ネットワーク代表 浅岡美恵

京都議定書目標達成計画の見直しに向けて 甘い評価と乏しい政策強化～このままでは1億5000万トンの不足も

政府による「京都議定書目標達成計画」（以下、目達計画）評価・見直しプロセスは、8月10日に環境省と経済産業省の審議会の合同会合が「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告（案）」をとりまとめ、8月28日から意見募集（パブリックコメント）が行われている（9月18日まで）（詳しくは環境省ホームページを参照）。

定量的な見通しが整理された「中間報告」だが、極めて問題が多い。以下詳しく見てみよう。

●「原発設備利用率88%」も「見込み通り」の評価

中間報告は、既存の各対策・施策の定量的な評価、2010年度の温室効果ガス排出量の推計、目達計画見直しの視点、各対策・施策の強化の方向、などから成っている。

○なぜこのようなおかしな評価に？

まず問題なのは、既存の各対策・施策の評価が極めて甘い点である（表-1）。政府は多くの対策・施策を「見込み通り」の②と評価しているが、気候ネットワークが精査すると、その多くは見込みを下回る③となる。例えば、原発の設備利用率を87～88%に引き上げることを含んで電力のCO₂排出原単位を1990年度比20%程度低減させるという項目は、常識的には誰が考えても達成不可能であるが、京都メカニズムの充当を含めて達成可能と整理され、②の「見込み通り」に分類されている。また「燃料電池の導入促進」は、現時点（2005年度）で目標（2010年度）のわずか0.5%までしか進捗していないにもかかわらず、なぜか「現行計画の見込み通りの蓋然性が高い」という不可解な評価で、これまた②とされている。

表-1 既存対策の評価に関する政府と気候ネットワークの比較

評価分類	政府	気候ネットワーク
①現行計画を上回る対策効果が見込まれる	8	5
②現行計画における対策効果が見込まれる	33	9
③現行計画を下回る対策効果が見込まれる	5	31
④その他（現時点では対策効果を把握できない）	4	5

（※数字は中間報告で評価・分類された対策・施策の項目数）

○政府自身も1億トン不足を実質的に認めた？

中間報告の2010年度の温室効果ガス排出量の推計は、既存対策が十分には進まない下位ケースで12億8700万トン、対策が着実に進む上位ケースで12億7300万トンとされ、6%削減目標に対して、前者で3400万トン（2.7%）、後者で2000万トン（1.5%）の不足が生じるとした（この場合、森林吸収源（3.8%）と京都メカニズム（1.6%）もフルに使うとしている）。

注目されるのは、原発の設備利用率の87～88%への引き上げを含む「電力CO₂排出原単位20%低減」によって2005年度から6600～6800万トンの削減効果が見込まれる旨の記述である。前述の通りこの項目は実現不可能なので、下位ケースの3400万トンと合わせて約1億トンの削減量が不足する（排出量がオーバーする）ことを政府も実質的に示唆したと読めないこともない。なお気候ネットワークは、電力分野で2005年度と同様の発電構成・原単位なら「20%低減」の場合より7600万トンの排出増になると試算しているが、中越沖地震に伴う柏崎刈羽原発の停止など現在の原発を巡る諸状況からすると、より大きな数字になる可能性が高い。

○不足量の対策別内訳が不明

上位ケース・下位ケースの合計の数字と、最近の審議会に出された数字から個別項目の不足量を気候ネットワークが推計したものの合計とは全く合わず、内訳を再現することができない。政府は不足量を整理したものを、一覧表の形で公表すべきである。

なお気候ネットワークでは、各個別項目を精査した結果、このままでは、合計で約1億5000万トンの削減量が不足する（排出量がオーバーする）と整理している。

○「社会経済活動量の見通し」について

また中間報告では、人口・世帯数・生産量など社会経済活動量の見通しも示された。当然のことであるが、後から活動量が予想外に増えてぎりぎりの年次で対策強化に追い込まれないように、ある程度余裕のある想定をすべきである。例えば、2010年度に現状より減る見込みになっている粗鋼生産量などは、妥当性に疑問がある。

●中間報告でも政策強化は乏しいまま

このように目標達成に向けた状況が切迫しているのも、現在までの各政策が、削減推進の実効性が極めて弱かったからである。中間報告は対策・施策の強化について、早急に検討するものと最終報告に向けて検討すべき課題に分けており、国内排出量取引と環境税（炭素税）は後者とされ、今回の中間報告も肝心の政策強化は乏しいままである。

○相変わらず自主行動計画でいいのか

産業部門の対策・施策の中心とされる自主行動計画については、排出量の小さい業種への対象範囲の拡大などが示されているが、肝心の産業・エネルギー転換部門の大排出源への政策強化はほとんど見られない。現時点で電力・鉄鋼など排出量の大きな業種に目標未達成があり、未達成 12 業種の削減不足量は 8400 万トンにも達する可能性があるという気候ネットワークは見ている。

大口排出事業所の削減目標達成を確実にするには、業界（業種）単位での適切な総量目標による政府との協定化や各事業所毎の削減計画書の義務化など、自主行動計画の法的制度化が不可欠である。望ましいのは排出上限枠を定めるキャップ&トレード型の国内排出量取引制度の早期導入であるが、中間報告では両論併記で先送りしてしまった。

○炭素税（環境税）の記述は目達計画のまま

全ての主体に対して課税による価格効果で削減を促す炭素税は、エネルギー起源 CO₂ 排出量が増え続け、特に規制的手法や補助金が及びにくい民生・運輸部門の増加率が大きい現状において、その必要性はますます高まっている。また欧州の経済的手法という域内排出量取引制度（EU-ETS）が注目されているが、そのベースとして CO₂ 排出に課税する炭素税などが、西欧 16 ヶ国（東欧へ拡大前の EU15 ヶ国とノルウェー）の半分の 8 ヶ国（英・独・伊を含む）で導入済みであることに留意すべきである。中間報告の環境税についての記述は目達計画と全く同じであり、現在までの状況の変化や合同会合での議論を無視しており問題である。

○燃料転換推進のために石油石炭税の活用を

中間報告では経済的手法については国内排出量取引と環境税（炭素税）にしか触れていないが、既存税制の見直しや活用も重要である。

特に、最重要の対策の一つである発電や産業における石炭から天然ガスへの燃料転換を進める政策として、既存税制の早急な活用が求められる。すなわち市場メカニズムを用いて国内での石炭依存を大幅に減らしていくため、現行の石油石炭税の税率を変更し、石炭（一般炭）と天然ガスの国内販売価格が同額になる程度に石炭への課税を強化すべきである。

○代替フロン等 3 ガスの目標はさらに深掘りすべき

現行計画で、基準年からほぼ横這いで現在から 3 倍以上を容認する目標となって代替フロン等 3 ガスは、2010 年度で基準年比 38%削減との見通しを示し、実質的に目標の深掘りが提案されていると解釈できるが、それでも今後排出を 2 倍近くに増やすことを容認するものとなっている。対策を強化し、2006 年レベルの排出量を維持する目標とすれば、さらに約 1500 万トンの追加削減が可能になる。

●直ちに政策強化すれば挽回は可能

残念ながら今回の中間報告でも政策強化は極めて弱く、このままでは削減が滞り目標達成が困難になるのは必至である。

不足量には技術的に挽回不可能なものもあるが、技術的な問題はなく政策を強化して推し進めることで挽回可能なものも少なくない。気候ネットワークでは 1 億 5000 万トンの削減量が不足すると推計したが、今すぐに政策強化を行えば、不足量を上回る挽回は可能と見られる（表-2）。

表-2 不足する削減量を補うための追加削減量（挽回する量）の見通し（単位：万トン）

対策・施策	削減量	備考（想定など）
発電の燃料転換	6200	政策（石炭課税等）で石炭から天然ガスへ燃料転換
代替フロン等 3 ガス分野の目標強化	3500	現状横這い程度に目標値を強化し、規制等で達成
製造業の省エネ・燃料転換の上乗せ	1300	省エネ・燃料転換で全体で 3%程度削減上乗せ
自動車燃費改善の上乗せ	1000	2015 年新基準と政策強化で新車分を上乗せ
不足する各項目において技術的な問題はなく政策強化で挽回可能な量（24 項目）	4100	政策強化により、時間的に可能な項目は全量、建築物・住宅は時間的に可能な量だけ挽回するとした
計	1 億 6100	

まとめ：畑 直之（気候ネットワーク）

東京都が「気候変動対策方針」を発表 日本の牽引役になるか？

“実効性のある具体的な対策を示せない国に代わって先駆的な施策を提起し、日本の気候変動対策をリードする” — 「対策方針策定の意義」より

東京都は2007年6月、1月末から都が開始した「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」の基本方針として、今後10年間の都の気候変動対策の基本姿勢を示すとともに、代表的な施策を先行的に提起する「東京都気候変動対策方針」を策定した。

●これまでの都の取り組み

東京都は2002年に「温暖化阻止！東京作戦」を発表して以来、日本の温暖化対策を一步リードしてきた。現在環境確保条例の下で実施している大規模事業所を対象にした削減計画の提出・公表を求める「地球温暖化対策計画書制度」や、大規模建築物の省エネ性能向上を目指す「建築物環境計画書制度」は全国に先駆けて導入された。事業所の温室効果ガス排出量の報告義務や、全国レベルで実施されている家電製品の「省エネラベル」表示制度は、都が独自に導入した制度が、他の自治体に広がり、国の制度につながったという経緯がある。

●さらに一步踏み出すための新方針

しかしそれでも温室効果ガスの大幅な削減には十分ではない。東京都は、2015～2020年には世界のCO₂排出量を減少傾向に転換することが必要だとし、2020年に2000年比25%削減という目標を掲げている。新方針は、今後10年間で地球の未来を決めるとの認識から、CO₂排出量を速やかに減少に転じさせることを目指すものだ。5つの方針と主な取り組みは下表の通り。

5つの方針と主な取り組み

方針1	企業のCO ₂ 削減を強力に推進
	大規模CO ₂ 排出事業所に対する削減義務と排出量取引制度の導入
	中小企業の省エネ対策等を環境CBO等の導入で推進
方針2	金融機関に対し、環境投融資の拡大と投資実績の公開を要請、など
	家庭のCO ₂ 削減を本格化
	家庭からの白熱球一掃作戦を展開
方針3	太陽光発電や高効率給湯器などの普及促進、太陽熱市場の再生、など
	都市づくりでのCO ₂ 削減をルール化
	世界でもトップクラスの建物省エネ仕様を策定し、都の施設へ全面適用
方針4	大規模新築建築物等に対する省エネ性能の義務化
	地域におけるエネルギーの有効活用や再生可能エネルギー利用の推進
	自動車交通でのCO ₂ 削減を加速
方針5	ハイブリッド車などの大量普及を目指す低燃費車利用ルールの策定
	CO ₂ を減らす環境自動車燃料の導入促進プロジェクトの展開
	エコドライブ運動など、自主的取り組みを支援する仕組みの構築、など
方針5	各部門の取り組みを支える、都独自の仕組みの構築
	CO ₂ 排出量取引制度の導入
	中小企業・家庭の省エネ努力を促進・支援する制度の構築
	都独自の「省エネ促進税制」の導入を、減免・課税の両面で検討開始

中でも注目を集めているのは、方針1と方針5にある排出量取引制度の導入、方針2の太陽光・太陽熱市場の再生、方針5の都独自の省エネ促進税制の導入、あたりだ。

排出量取引制度は国レベルでは一向に導入議論が進まないが、東京都は、排出増加が著しく（90年比33%増）構成比も大きい（34%）業務部門対策として、大規模事業所に対する削減義務と排出量取引制度の導入を目指す方針だ。国で実現できない制度を都が率先する意欲がうかがえる。また、自然エネルギー対策として、太陽熱市場の再生を掲げたところも注目できる。太陽熱温水器は、他の給湯機器と比べても費用効果的でCO₂削減に最も寄与する技術にもかかわらず、日本では衰退の一途をたどり、メーカーの撤退が続く悲しい現状にある。都が太陽光のみならず太陽熱にも着目してテコ入れしようとすることは意義深い。また、方針5の都独自の省エネ促進税制の導入は、減免・課税両面で検討を開始するというから、国の環境税議論を飛び越えた動きになることもありそうだ。

●これからの具体化、実現が課題

東京都の新方針は、気候変動問題のリスクに真摯に向き合い、行政として当然取るべき行動を取ろうとしたもので、評価できる。しかし、現時点では具体的なものはなく、制度設計も関係者間の合意形成もこれからだ。真の評価は、今回発表した方針を実効性のある制度として具体化し、実現できるかにかかっている。

都は、ステークホルダー・ミーティングを実施するなどして議論を重ね、2008年度に環境確保条例の改正を目指すとし、8月には環境審議会の下に条例改正特別部会も設置した。新制度の実施は、約3年の時間をかけた2010年頃を目途にする模様だ。

7月24日には、第1回目のステークホルダー・ミーティングが開催され、事業者、NGO、都民、研究者などが意見表明を行った。国の審議会をはるかに越える多数の傍聴者があったことから、全国的に注目を集めていることがわかる。会合ではNGOや都民が都の方針を評価する一方、事業者からは排出量取引や義務化に対して想定どおりの反対意見が出された。

今後、制度の具体化においては、賛否それぞれの立場で激論が繰り上げられることは間違いない。反対意見を乗り越えて実効性ある政策実現にどう挑むのか、都の実現能力が試されている。

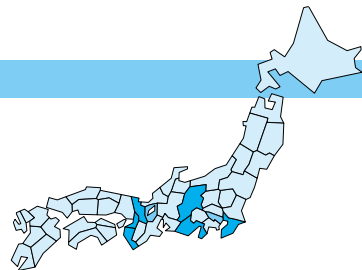
今夏の炎暑を経験した大多数の都民は、地球温暖化の当事者として、都の気候変動対策強化を支持することだろう。都は正しい方向に舵を切ることによって自信を持って、制度実現へ突き進んでもらいたい。

報告：平田仁子（気候ネットワーク）

東京都気候変動方針については下記URLを参照。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/kikouhendouhousin/index.htm>

自治体での地球温暖化対策に関連する 条例制定の動向



近年、自治体レベルで地球温暖化対策に特化した条例を制定する動きが見られるようになってきている。これらの動向や条例の内容について紹介する。

■ 温暖化対策に特化した条例の制定

これまでの自治体の条例レベルでの温暖化対策の扱いは、環境関連の条例に、宣言的な文言か個別施策が部分的に盛り込まれることなどに留まっていた（その他に自然エネルギーなど個別政策に関する条例は制定されている）。そうした中で、京都市が2004年に日本の自治体として初めて「地球温暖化対策条例」を制定した。これをきっかけに、同条例の制定に着手する自治体が出てくるようになり、2005年には大阪府、06年には京都府、長野県、07年には和歌山県、静岡県、千葉県柏市が制定し、現在、東京都千代田区、滋賀県草津市などが制定作業を進めている。

■ 条例の主な内容

既存の温暖化対策条例の多くは、対策の理念、各主体の責務、計画の策定、具体的施策などで構成されている。なお、京都市、京都府、柏市の条例では、条例レベルでは珍しく、温室効果ガスの削減数値目標も明記されている。

多くの条例で共通して明記されているのが大規模事業者関連の施策である。これは既に東京都など一部自治体の生活環境保全条例等にも明記されていたが、エネルギー消費量等が一定規模以上の事業所に対して、温暖化対策計画書・報告書の提出、実施状況報告などを義務付けるものである。国の省エネルギー法に準じたものであるが、自治体が地域内の事業者の排出量などを把握し、事業者対策を今後推進していく足がかりになるものであると捉えられる。また一部の条例では、施策の対象基準が従来よりも広げられ、国や他自治体では対象外であるコンビニ等のフランチャイズチェーンにも同様の取り組みが義務付けられている。

その他には、一定規模以上の建築物の新築・増築時にも同計画書の提出を義務付ける施策が多くの条例で明記されている。さらには、家電販売店に省エネラベル貼付の義務付け（京都市、京都府、長野県、静岡県）、大規模事業者に対して自動車通勤環境配慮計画書の作成・提出の義務付け（静岡県）、といった施策を盛り込んでいる例が見られる。そして、案の段階ではあるが、千代田区では、中期的な数値目標（2020年90年比CO₂25%削減）や、一定規模以上の建築物の新築・増改築時に省エネの実施、自然エネルギー利用の義務付けを盛り込もうとしており、今後の動向が注目される。

■ 現段階での評価

温暖化の名称を冠した条例が制定されるようになったことは、条例が計画とは異なり議会の議決を

経ることなどから、自治体内での受け止め方に変化を及ぼし、温暖化対策の政策課題としての位置づけの高まりなどに寄与すると考えられる。今後の自治体での温暖化対策の推進を考える上で、この条例が制定される意味は非常に大きいと評価できる。

しかし、課題も少なくない。例えば既存条例の多くが、義務等を伴った具体性ある施策は先述の事業者関連のものに限られ、その他の、市民や中小事業者関連については、ほとんどが抽象的表現、努力義務などにとどまった施策で占められているなど、その内容に横並び的な傾向が強い。これらの条例によって地域でのCO₂等の大幅な削減が期待できるという内容になっていないのが現状である。

また、条例に基づく温暖化対策を確実に実行するためには、交通政策や都市計画など、多様な政策分野に温暖化の視点を盛り込み、統合的に対策を推進することが重要であることから、推進体制や進行管理の仕組みなどを明確化する必要がある。京都市・府では、市長・知事を本部長とする「地球温暖化対策推進本部」の設置、地球温暖化防止活動推進センターを中核支援組織として位置づけている（京都府）。しかし、全般的に見るとこうした点に関する記述は非常に弱く、推進体制等について全く触れていない条例も少なくない。

今後、より多くの自治体が温暖化対策条例の制定に取り組むようになることが求められる。その際には、こうした視点を盛り込みつつ、地域特性も反映された個性的な条例にしていくことが望まれる。

京都府地球温暖化対策条例の構成

前文
第1章 総則（第1-7条）
第2章 地球温暖化対策の推進
第1節 府による地球温暖化対策（第8-14条）
第2節 事業活動に係る地球温暖化対策（第15-21条）
第3節 建築物に係る地球温暖化対策（第22-26条）
第4節 緑化の推進による地球温暖化対策（第27-32条）
第5節 自動車交通に係る地球温暖化対策（第33-40条）
第6節 電気機器に係る地球温暖化対策（第41-43条）
第7節 自然エネルギーの利用等による地球温暖化対策（第44-47条）
第8節 環境物品等の購入等の促進による地球温暖化対策（第48条）
第9節 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策（第49条）
第10節 環境教育及び環境学習の推進等による地球温暖化対策（第50-51条）
第11節 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策（第51条）
第12節 環境産業の育成等による地球温暖化対策（第53条）
第13節 国際協力の推進による地球温暖化対策（第54条）
第3章 地球温暖化対策の推進体制（第55-56条）
第4章 施策の評価及び見直し等（第57-58条）
第5章 雑則（第57-58条）
附則



ツバル滞在記 その2

前回は、ツバルがいかに地球温暖化の悪影響に脆弱であるかを紹介した。今回は、ツバルが抱える他の問題について触れたい。

●変わる食生活と健康問題

首都のあるフナフチ環礁のフォンガファレ島には、そこに住む人々の食料を自給自足でまかなえるだけの作物畑はもうない。出稼ぎのため人口が増えたこともあるが、第2次世界大戦中にアメリカ軍が滑走路を作るために、主食であったプラカ芋の畑が潰されたことが大きな原因と見られる。アメリカ軍によってもたらされた米の手軽さに慣れた人の中には、世話にも調理にも手間がかかるプラカ芋の栽培をやめる人も多く、わずかに残るプラカ芋畑には、満潮時の海水の洪水による塩害が追い討ちをかける状況にある。

人々は、近隣諸国から輸入した米や小麦粉、冷凍食品(鶏肉、ソーセージ、キャッサバ等)、コーンビーフの缶詰、インスタント麺、わずかな野菜と果物、そして、塩や砂糖等の調味料を店から、プラカ芋、パンの木やココ椰子の実等の伝統的な食材は、漁に行った人や知人等から購入して生活している。

離島では、漁やココ椰子やプラカ芋の栽培も毎日の大切な家の仕事として行われ、自給自足の生活は残っているが、輸入食品もお店を通じて入ってきている。ヌクラエラエ環礁では、伝統的な食材を使った料理と共に、白米やインスタント麺が食卓に並んでいた。

ツバルの子どもたちのほとんどが、魚やプラカ芋を食べないと聞いた。彼らの大好物は、ソーセージ、鶏肉、白米。それは、首都だけではなく、離島でも同じようだ。

こういった食生活の変化から、肥満による糖尿病、心臓病といった病気が増加しており、NGO ツバル家族健康協会(TuFHA)が、健康面から伝統的な食材を見直す説明会等を開催している。



ヌクラエラエ島のお客様をもてなす豪華版の食事

●増える輸入製品とゴミ問題

店に行けば、どの島でも、食器用・衣料用合成洗剤やトイレットペーパー等様々な容器包装に入った輸入生活

雑貨が手に入る。さらに、自動車やバイク、家電製品も普及してきている。使い終わったり、壊れたりすれば、これらは全部ゴミになる。そのゴミが特に首都の島では深刻な問題になっている。土地が狭いツバルにいと、その問題を実感せざるをえない。離島では、砂を掘って埋めたりしているが、首都では、ゴミの量も多く、行政がゴミ廃棄場と指定した海水の入ったボローピットと呼ばれる穴数箇所に、定期的に回収されたゴミが分別されず廃棄されているが、指定外のゴミ廃棄場にもゴミが溢れている状態だ。

また、ゴミのかさを減らすためにゴミを燃やしており、その際発生するダイオキシンなどの有害物質が海などに流れ出ている可能性もある。



フォンガファレ島の北側にあるゴミ捨て場

これらの社会変化は、新たな問題を引き起こしており、温室効果ガスの排出量を増加させるだけではなく、ツバルを地球温暖化に対してさらに脆弱にってしまう。特にフォンガファレ島では、輸入食材への依存度が増えており、自然災害や天候不順で、限られた輸入物資の輸送手段がストップすれば、深刻な食料不足に急速に陥る可能性が高い。

温室効果ガスの排出削減や地球温暖化への脆弱性を減らすという視点を、あらゆる社会的な側面に取り入れ、社会作りをしていく必要があることをツバルは私たちに教えてくれている。

報告：川阪京子(気候ネットワーク)

今回、NPO ツバルオーバービューのツバルとあなたの未来をつくるプロジェクト「ツバルに生きる1万人の人類」にスタッフとして参加し、2ヶ月(4月はフナフチ環礁、5月はヌクラエラエ環礁)滞在する機会を得た。その機会を与えてくださった遠藤秀一さんに、また、ツバル語を教えてくれた門田奈津代さんに心から感謝したい。

NPO ツバル・オーバービュー「ツバルに生きる1万人の人類」

<http://tuvalu.site.ne.jp/10000/nukulaelae/index.html>

門田奈津代「天国に一番近い島ツバルにて」

<http://mondend.daa.jp/tuvalu.html>

Zenkoku

●「地球温暖化対策ハンドブック 自然エネルギー編」

全国地球温暖化防止活動推進センターは、「地球温暖化対策ハンドブック 自然エネルギー編」を発行した。このハンドブックの作成には気候ネットワークが執筆協力し、さまざまな自然エネルギーの基礎知識、国内外の普及状況、自治体や市民による取り組み、などをまとめている。

問合せ：全国地球温暖化防止活動推進センター TEL：03-5114-1281 FAX：03-5114-1283
E-mail：center@jccca.org URL：http://www.jccca.org/

Kagawa

●香川県地球温暖化防止活動推進センターが誕生

6月29日、香川県地球温暖化防止活動推進センターに、財団法人 香川県環境保全公社が指定された。これで都道府県の地球温暖化防止活動推進センターが44センターとなった。

財団法人 香川県環境保全公社のウェブサイトは <http://www5.ocn.ne.jp/~k-ecc/>

Kyoto

●バリへ届け！「京都の声」キャンペーン

京エコロジーセンター事業運営委員会がCOP3開催10周年を記念して、「バリへ届け！『京都の声』キャンペーン」を9月1日から実施する。京都議定書の約束を守ることを求める声を多く集めてバリ会議（COP13/COPMOP3）へ届ける。また11月10日（土）には京エコロジーセンターで、記念イベントも開催される。

問合せ：京エコロジーセンター TEL：075-641-0911 FAX：075-641-0912
URL：http://www.miyako-eco.jp/

Kyoto

●温暖化がよく分かるDVD「未来の選択」

NPO 法人環境市民が、貴重な映像、写真、データ等を活用し、IPCC第4次評価報告書の情報も入ったDVDを作製した。約30分の内容で、価格は2100円（送料無料）

問合せ：NPO 法人環境市民 TEL：075-211-3521 FAX：075-211-3531
E-mail：life@kankyoshimin.org

各地のイベント情報

東京

■市民のための環境公開講座パート1・自然科学系温暖化論（全4回）

- 日時：2007年9月11日、10月2日、10月9日、10月23日（いずれも火曜日）18：30～20：00
- 会場：損保ジャパン本社ビル 2F 大会議室（新宿駅西口より徒歩7分）
- 参加費：2000円（4回分） 学生半額
- プログラム：第1回 生物たちにとっての温暖化
第2回 地産地消・旬産旬消－フードマイレージからグッズマイレージへ
第3回 地球温暖化の現状と将来予測
第4回 世界の気候に果たす極域海洋の役割
- 問合せ：（株）損保ジャパン CSR・環境推進室内「市民のための環境公開講座」事務局
TEL：03-3349-9598 FAX：03-3349-3304 URL：http://www.sjef.org/kouza/

東京

■循環ワーカー養成講座④「温暖化防止のための環境税－炭素税の導入に向けて」

- 日時：2007年9月14日（金）18：30～20：30
- 会場：フォレストタワー 8F セミナールーム（東京都中央区）
- 講師：足立治郎氏（「環境・持続社会」研究センター（JACSES）事務局長）
- 参加費：会員：1000円、非会員：2000円、学生：半額
- 問合せ：NPO 法人循環型社会研究会事務局 TEL：03-5524-7334、E-mail：junkan@nord-ise.com
URL：https://secsvr.com/nord-ise.com/junkan/index.html

東京

■地域エネルギーによる新たな温暖化防止戦略～地域からはじまる公民協働の挑戦～

- 日時：2007年9月13日（木）13：30～16：45（開場13：00）
- 会場：なかのZERO視聴覚ホール（定員100名／地下2階）
- 参加費：一般 1000円 ※主催・共催団体の会員は無料
- 主催：特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所（ISEP）
- 共催：「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク（GEN）、有限責任中間法人自然エネルギー市民基金、千葉大学公共研究センター
- 申込み：特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所 URL：http://www.isep.or.jp/
TEL：03-5318-3331 FAX：03-3319-0330 E-mail：isep@isep.or.jp 締め切り 9月10日（月）

Symposium

市民が進める温暖化防止 2007
「いよいよ始まる第一約束期間」

来年から京都議定書の第一約束期間が始まります。その約束を守るためには、どのように温暖化対策を進めていけばいいのでしょうか。様々な角度から詳しく検討します。また、COP13/COPMOP3（バリ会議）も目前です。最新の国際交渉の動向についての報告、ツバルの現状がわかる写真展も開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

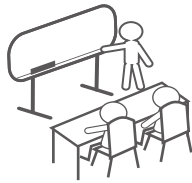
- 日時：2007年11月24日（土）～25日（日）
- 会場：コープイン京都（京都市中京区）
- 参加費：一般1500円、会員1000円
- プログラム（予定）：

○24日（土）全体会

バリ会議の論点と京都議定書の目標達成
報告：市民・NGOの検証COP3から10年とこれから
報告：国際交渉の行方（バリ会議直前）
議論：京都議定書目標達成計画と市民・地域の役割
夜 市民のひろば・交流会

○25日分科会<共通テーマ：第一約束期間は大丈夫？>

- ・炭素税・キャップ&トレード
- ・自然エネルギー
- ・地域の温暖化政策
- ・国際交渉 他
- <特別企画>
- ・G8サミット勉強会
- ・ツバル写真展（2日間）



詳しくは追ってご案内いたします。

Symposium

どのような政策で6%削減を達成するか
～どうする京都議定書の目標達成～

環境省と経産省の審議会が取りまとめた京都議定書目標達成計画の評価・見直しの中間報告をベースに、現在までの論点や課題だけにとどまらず、日本としてどのような政策で目標達成するのかを議論します。

- 日時：2007年9月22日（土）13：15～16：45
- 会場：主婦会館プラザエフ7Fカトリア（東京都千代田区）
交通：JR・地下鉄四ツ谷駅麹町口すぐ前
- 参加費：一般1000円、気候ネットワーク会員500円
- 申込み・問合せ：気候ネットワーク東京事務所

Seminar

「進む地球温暖化とG8、京都議定書をめぐる国際動向」

地球温暖化が深刻化する中、2008年京都議定書の第1約束期間が始まります。また、第1約束期間以降の国際的な枠組みについて議論が始まっており、日本で開催される来年7月の洞爺湖サミット（G8）でもその議論が行われる予定です。

最も地球温暖化の影響を受ける国ツバルの現状に関する報告と、G8、京都議定書をめぐる国際動向に関する最新情報の報告があります。ぜひ、ご参加ください。

- 日時：2007年10月27日（土）18：15～20：30
- 会場：ぱるるプラザ京都（京都市下京区）会議室6（6階）
- プログラム：
- 報告 アピネル・ティリ氏
（ツバル・フナフチ環礁島役場天然資源・海洋局長）
- 報告 浅岡美恵（気候ネットワーク）
- 参加費：会員無料、一般500円（事前申込み不要）
- 問合せ：気候ネットワーク京都事務所

本紹介



「環境自治体白書 2007年度版」

自治体レベルでの環境マネジメントシステムの現状や今後の展望、会員自治体の環境政策の最新動向が紹介されているほか、全国市区町村の90・00・03年のCO2排出量推計が掲載されている。

環境自治体会議・環境自治体会議環境政策研究所編
A4版190頁 定価3,150円（税込）
問合せ：環境自治体会議事務局
TEL：03-3263-9206 FAX：03-3263-9463
E-mail：jimukyoku@colgei.org



事務局から

●G8サミットに関する意見交換

7月3日、ユルゲン・マイヤー氏（環境と開発に関するドイツNGOフォーラム代表）を迎えG8サミット及びNGOフォーラムに関する意見交換を行いました。

●エコキッズキャンプへの協力

ストップフロン・全国連絡会主催の「エコキッズキャンプ」（7月28日・29日）に協力し、子ども向けの温暖化防止ワークショップを実施しました。

●ご支援・ご協力に感謝申し上げます

引き続き、みなさまからのご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

次の方から寄付をいただきました。誠にありがとうございました。

小関千秋、中須雅治、森崎耕一、
藤田知幸、進藤淳三、（敬称略、順不同、2007年7月～8月）

特定非営利活動法人 気候ネットワーク

代表：浅岡美恵
副代表：須田春海
事務局長：田浦健朗

気候ネットワーク通信 56号
2007年9月1日発行（隔月1日発行）
編集/DTP：豊田陽介、平岡俊一、川瀬真知

URL: <http://www.kiconet.org/>

<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通
四条上る高倉ビル305
Tel:075-254-1011/Fax:075-254-1012
E-mail: kyoto@kiconet.org

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3
半蔵門ウッドフィールド2階
Tel:03-3263-9210/Fax:03-3263-9463
E-mail: tokyo@kiconet.org

郵便振替口座

00940-6-79694（気候ネットワーク）

銀行振込口座

りそな銀行 京都支店 普通口座
1799376（気候ネットワーク）

古紙100%の再生紙に大豆油インクを使用し、風力発電による自然エネルギーで印刷しました。

